

町田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月町田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</u> <u>（令和2年度における政務活動費の交付額の上限の特例）</u> <u>2 令和2年度における政務活動費の交付額の合計額は、議員1人につき、36万円を限度とする。</u>	附 則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。